

組 合 員 各 位

丹後織物工業組合

令和4年度京都府伝統産業生産基盤支援事業費補助金他の募集について

京都府による府指定の伝統産業に係る生産設備の新設・更新、改修に対し、その費用の一部について助成する補助金制度が今年度も実施されますのでお知らせいたします。

当制度をご活用の方は、申請書受付期限までに組合本部へ申請書類一式をご持参いただきますようお願い申し上げます。

また【新規】「伝統産業新規展開促進事業費補助金（設備投資）」の募集についてもお知らせいたします。ホームページにて募集要項をよくご確認の上、期日までにお早めにお申し込みください。

記

[「令和4年度京都伝統産業生産基盤支援事業費補助金」の募集について]

但し、「【新規】令和4年度伝統産業新規展開促進事業費補助金（設備補助金）」（補助率 3/4）との同時申請は不可です。 詳細 → <https://www.pref.kyoto.jp/oriki/dentohozyokin.html>

【提出期限・提出先】令和4年5月25日(水)17時必着 丹後織物工業組合 TOC 事業課

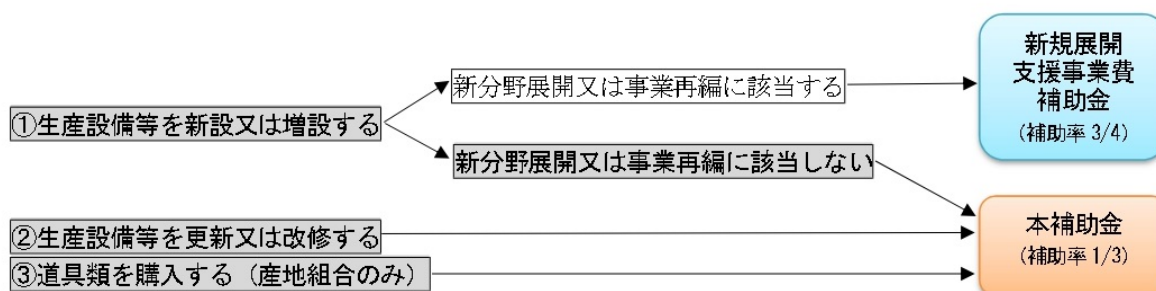
申請には添付書類として産地組合の推薦書が必要です。申請書類一式を、組合本部 TOC 事業課へご持参ください。※組合推薦書発行の関係上、提出期限が早めの設定としています。

提出書類に不備があった場合は受付されません。不備のあった書類を補正の上、5月31日(火)17時までには再提出が必要ですので、余裕をもって申請してください。

【補助率、補助限度額】

	補助率	補助上限額	補助下限額
(1) 設備の更新又は改修 (2) 設備の新設又は増設 (1)と(2)の同時申請はできません。	3分の1以内	250万円	10万円
存続が危惧される次の工程の設備の更新又は改修 ・蒸水洗工程 ・織物精練工程 ・金銀糸製造工程	3分の1以内	500万円	10万円
(3) 道具類の整備 【産地組合のみ】 ※シャトル	3分の1以内	250万円	3万円

<本補助金と令和4年度伝統産業新規展開支援事業費補助金（設備投資）との違い>



【対象期間及び対象経費】

交付決定日（ただし、事前着手届を提出の場合は、事前着手予定日以降の日）から令和5年1月16日(月)までに完了する補助対象となる経費（本体価格）が30万円以上の事業。

購入費（生産設備等の購入に要する経費）・設置費等（生産設備等を設置場所まで運搬する経費及び設置・改修に係る経費）・その他知事が必要と認める経費（生産設備等の設置にあたり必要な外注加工費等）。

① 設備の更新又は改修等（①と②の併用不可）

織機、ジャカード、コントローラー、機拵え、関連設備（撚糸機、管巻機等）の更新、改修等にかかる費用の他、部品の購入に係る費用（ストック用の部品・消耗品購入は対象外、シャトル・木管対象外）

② 設備の新設・増設等

織機、関連設備の新設・増設、またその設置に係る費用、電子ジャカードへの変更、紋紙からダイレクトジャカードへの変更などに係る費用

③ 道具類の整備

※道具類（シャトルのみ）は丹後織物工業組合組合が取りまとめて申請します。

《道具類（シャトル）に係る申請の流れ参照》

【注意事項】

- ・申請者の所有物ではない生産設備等に対する更新又は改修（例：申請者の所有ではない織機に対する綜統の更新（機拵え）等）は対象外。織機の所有者の申請に限ります。
- ・申請時に整備する生産設備等の現状の画像又は写真（生産設備等の更新又は改修について申請される方のみ）が必要です。
- ・生産設備等の整備にあたり、搬入や据付のために最低限必要な床・壁面等の撤去・復旧、基礎工事等は補助対象に含めることができる場合がありますので、申請前にご相談ください。
- ・見積書や請求書等が屋号宛て発行される方は、補助金交付申請書に申請者名に加えて屋号も記載してください。見積書や請求書等に氏名も並記が必要です。
- ・実績報告は補助事業の終了後20日以内（土・日、祝日、年末・年始等含む）に提出が必要です。報告時に発注書又は契約書、納品書、請求書が必要になります。

【京丹後市、与謝野町の助成事業について（府の支援制度との併用が可能）】

「京丹後市製造・加工業経営革新等推進事業補助金」及び「与謝野町織物業生産基盤支援事業補助金」並びに「与謝野町織物業生産設備広幅化支援事業補助金」の支援制度を利用される方は、府の支援制度との併用が可能です。「与謝野町織物業生産基盤支援事業補助金」については、組合推薦の提出が必要です。5月25日(水)17時までに申請書類一式を、組合へご持参ください。

【申請書類の作成等に係る相談窓口】

組合本部（大宮町河辺3188）以外に京丹後市商工会・与謝野町商工会にて相談窓口を開設していただいておりますので、お気軽にご相談ください。

申請書様式は各相談窓口、組合本部にご用意しています。また、組合のホームページからダウンロードできます。詳細 → <https://tanko.or.jp>

なお、申請書をご提出いただく際に、申請者ご本人（法人は除く）の年齢確認をさせていただき、65才以上の方につきましては事業継続（概ね10年程度）の意思、後継者の有無などについて聴取させていただきますのでご了承ください。

◆ 道具類（シャトル）に係る申請の流れについて

①機料品店に見積書の発行を依頼してください。（シャトルのみの見積書としてください）

②見積書の提出については、下記の流れで組合へご提出ください。



見積書は申請者宛ではなく、組合宛で発行、備考に申請者名分（事業者名もしくは個人事業主名）を必ず明記してください。

見積書の明細には、本体価格と消費税の金額が明記されたものが必要です。

③ 見積書の提出期限及び提出先

【提出期限・提出先】 令和4年5月20日(金)17時必着 丹後織物工業組合 TOC 事業課

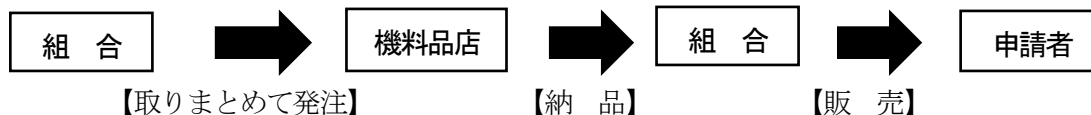
※提出期限を過ぎると組合の申請が間に合いません。

※シャトルの見積書提出期限と生産基盤補助金提出期限が異なりますのでご注意ください。

④ シャトルの発注について

組合がシャトルの数量を取りまとめて、各機料品店へ発注し、組合が販売します。

先に機料品店でご購入されると補助の対象になりませんのでご注意ください。



⑤ シャトルの販売について

組合が申請者へ販売します。機料品店より組合に納品され次第、ご連絡させていただきます。京都府補助金は予算の範囲内で交付決定されますので、交付決定額が3分の1を下回る場合があります。その場合でも、組合へ申請されたシャトルはすべてご購入いただきますので、ご了承ください。

また、府・与謝野町の補助金と併用される方は、販売金額については通常の価格で販売し、府より組合へ補助金が入金されましたら各申請者へ補助率分の返金をします。

併用されない方には、交付決定された補助率に基づき計算した金額を差し引いた価格で販売します。

⑥ 与謝野町の助成事業との併用について

「与謝野町織物業生産基盤支援事業補助金」並びに「与謝野町織物業小規模生産基盤支援事業補助金」のいずれかの支援制度を利用される方は併用が可能です。

併用する場合、見積書は組合が発行しますので、その旨をご連絡ください。与謝野町へは、組合が発行した見積書をご提出ください。

その他ご不明な点は、組合へお問い合わせください。

丹後織物工業組合 本部 TOC 事業課 TEL : 0772-68-5302 FAX : 0772-68-5300

[**【新規】「伝統産業新規展開促進事業費補助金（設備投資）」の募集について**]

積極的に新たな事業展開や生産工程の集約化等を図ろうとする伝統産業事業者や産地組合等が行う新たな設備投資を支援することを目的として新たに「伝統産業新規展開促進事業費補助金（設備投資）」が募集されています。

詳細 → https://www.pref.kyoto.jp/senshoku/news/r4shinkitenkai_setsubi.html

【提出期限・提出先】 令和4年5月31日(火)17時、同日消印有効

京都府織物・機械金属振興センター（京丹後市峰山町荒山 225） TEL：0772-62-7400

【補助率、補助限度額】

事業内容	補助率	補助上限額	補助下限額
生産設備等の新設又は増設	4分の3以内	15,000千円	750千円

【補助対象者】 (1)産地組合等

(2)産地組合等の組合員である伝統産業事業者

(3)産地組合等から推薦を受けた伝統産業事業者

(推薦書が必要な場合5月25日(水)までに組合へ依頼が必要)

【補助対象事業】

補助対象者が行う次のいずれかに掲げる事業に係る設備投資（生産設備等の「新設」又は「増設」に限る。）

・**新分野展開** 伝統産業事業者が主たる業種又は主たる事業を変更することなく、新たな製品を製造し又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、新たな市場に進出すること（次のいずれかに該当する場合に限る。）

(1)事業により製造する製品又は提供する商品若しくはサービスが、新規性を有するもの。

(2)事業により製造する製品又は提供する商品若しくはサービスの属する市場が、新規性を有するもの。

・**事業再編** 内製化又は集約化を行うこと

※「内製化」とは、次のいずれかをいいます。

(1)自らの事業活動に必要な業務について、これまで外注していたものを自らの要員及び設備を使って実施すること

(2)製造工程の前工程や後工程など他の事業者が行っていた関連工程について、新たに自らの要員及び設備を使って実施すること

※「集約化」とは、同業他社の業務の全部又は一部を引き継いだ上で、新たに自らの要員及び設備を使って実施することをいいます。

【対象期間及び対象経費】

交付決定日（ただし、事前着手届を提出の場合は、事前着手予定日以降の日）から令和5年1月31日(火)までに完了する補助対象となる経費（本体価格）が100万円以上の事業。

購入費（生産設備等の購入に要する経費）・設置費等（生産設備等を設置場所まで運搬する経費及び設置・改修に係る経費）・その他知事が必要と認める経費（生産設備等の設置にあたり必要な外注加工費等）。

【問い合わせ先】

京都府商工労働観光部染織・工芸課 TEL：075-414-4856